

公益社団法人 全国助産師教育協議会 ホームページ記事掲載についての申し合わせ事項

全国助産師教育協議会(以下本会)は、本会ホームページ(<http://www.zenjomid.org/>)掲載について、本会の趣旨に相応しい内容となるよう、適宜、編集作業を行い、掲載要請者への確認を経た上で掲載を行います。

ホームページへの記事掲載は、下記の「全国助産師教育協議会ホームページ掲載基準」に基づきます。

全国助産師教育協議会ホームページ掲載基準

1 掲載依頼方法

- (1) ホームページ会員専用ページ「掲載依頼フォーマット」を使用してください。
- (2) 依頼内容に対応したメールアドレスへ依頼内容を送付します。メールアドレスはホームページ会員専用ページ「掲載依頼フォーマット」ページにあります。
- (3) 会員以外の方は、事務局へご連絡ください。

2 掲載可否の判断 掲載可否の判断に関しては、掲載基準に則り広報委員会が行います。ただし、案件によっては本会理事会で判断することもあります。

3 掲載できないもの 本会の趣旨に反するもの、すなわち以下に該当する記事は掲載いたしません。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 責任の所在が不明確なもの
- (3) 内容が不明確なもの
- (4) 虚偽または誤認されるおそれがあるもの
- (5) ハラスメントとなるおそれのあるもの
- (6) 他を中傷・誹謗するおそれのあるもの
- (7) 本会の発信する情報等を中傷するもの
- (8) 本会の社会的評価、各種広報ツールの品位を低下させると思われるもの
- (9) 差別、名誉毀損、プライバシーの侵害など人権を侵害するおそれのあるもの
- (10) 個人情報の利用、管理などに十分な配慮がなされていないもの
- (11) 信用棄損となるおそれがあるもの
- (12) 名前、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの、またはそのおそれのあるもの
- (13) 詐欺的なもの
- (14) その他、本会が不適切と判断したもの

4 改廃

この基準の改廃は、理事会の決議を経て行います。

附 則

- 1 この基準は、平成24年12月5日から施行する。

公益社団法人 全国助産師教育協議会 助産師教育支援のための災害義援金内規

1 目的

公益社団法人全国助産師教育協議会（以下「本会」という。）は、災害で被害を受けた会員校ならびに教員・助産師学生に対して、助産師教育を支援することを目的に、義援金を募る。

なお、義援金の目的は、会員等の支援となるため、国又は地方公共団体への分配が前提となる寄付金控除等の対象にはならない。

2 義援金の使途

義援金は、本会理事会が大震災等による被災を受けたとものと認めた会員校ならびに教員・助産師学生に対し、助産師教育の支援のために全額を使用する。

3 義援金の管理

義援金は、本会会計が管理し、理事会の指示のもとに社会貢献委員会が義援金使途のための事務分掌を行う。

4 募金の方法

義援金は、本会の口座に振込にて募り、本会の会計とは別扱いとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月23日より施行する。
- 2 この内規は、平成28年4月26日より施行する。